

令和2年(三)第35号 四国電力伊方原発3号炉運転差止仮処分申立事件

債権者 山口裕子 外6名

債務者 四国電力株式会社

求釈明申立書

2020年9月8日

広島地方裁判所第4民事部御中

債権者ら代理人 弁護士 河合 弘 之

胡 田 敢

ほか



答弁書284頁(2)において債務者は、大要、次のように主張している。債権者らが指摘するように将来発生する地震について精度よく科学的に計算すること(将来発生する地震による地震動の最大加速度や地震波形等と一致するような予測をすること)が不可能であることは、いわば当然であり、そのような地震動評価が求められているわけではない。基準地震動は最新の科学的・専門技術知見に照らし、本件発電所の敷地に到来し得る最大の地震動を表すものである。

しかし、①将来発生する地震について精度よく予測すること(将来発生する地震による地震動の最大加速度や地震波形等と一致するような予測をすること)と、②基準地震動を精度よく予測すること、即ち、基準地震動を超える地震動が絶対ないとは言えないが、まず来ないと予測できるということは別の問題である。

債権者らは、①の将来発生する地震動が精度よく予測できないことはもちろんのこと、②の基準地震動も精度よく予測することはできないと主張している

のである。すなわち、「それを超えるような地震動は絶対来ないとまでは言えないがまず来ないと言えるだけの精度をもった地震動」は予測できないと主張しているのである。本件に即して言えば、解放基盤表面650ガルを超える地震動はまず来ないといえるような精度の高い予測はできないと主張しているのである。

債務者は②の最大地震動（基準地震動。この地震動を超える地震動が絶対来ないとまでは言えないが、まず来ないといえる地震動）が精度よく予測できなくとも差し支えない（本件に即して言えば650ガルを超える地震動が来ないとは断言できない）と主張するのであろうか。それとも、将来発生する地震動が精度よく予測できないとしても、精度の高くない地震動予測を基礎に保守的に余裕を持った地震動の策定をすれば、最大地震動（基準地震動。この地震動を超える地震動が絶対来ないとまでは言えないが、まず来ないと言える地震動）が精度よく予測できる（本件に即して言えば650ガルを超える地震動はまず来ない）と主張するのであろうか。

債務者がたびたび繰り返している「基準地震動は最新の科学的・専門技術知見に照らし、本件発電所の敷地に到来し得る最大の地震動を表すものである」との主張は、「基準地震動を超える地震動の発生が現実的にはまずないとまでは主張しないが、債務者の主張するところの最新の科学的・専門技術知見に従って得られた最大の地震動でありさえすれば差し支えない。」とも読めるのである。一方、債務者は答弁書207頁において「本件発電所において基準地震動 S_s を超過する地震動が発生することは、確率的に完全に否定することはできないとしても、まず考えられない。」との主張があり、この主張だけを見ると基準地震動を超える地震動はまずあり得ないと主張しているようにも見えるのである。

債権者らは上記の点（特に下線を引いた部分）が本件審理において極めて重